



2020年5月22日

各 位

会 社 名 T P R株式会社  
代表者名 代表取締役社長兼C O O 岸 雅伸  
(コード番号：6463 東証第一部)  
問合せ先 執行役員人事総務部長 塚原 稔  
(TEL：03-5293-2811)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について、2020年6月26日に開催予定の第87回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1)機動的な資本政策及び配当政策を図ることを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議においても行うことが可能となるよう変更案第36条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び現行定款第38条（中間配当）を削除し、現行定款第37条（剰余金の配当の基準日）を変更するものであります。
- (2)取締役会の招集権者・議長について、柔軟な選定を可能とするよう現行定款第22条を変更するものであります。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

#### 3. 定款変更の時期

定款変更のための株主総会開催日 2020年6月26日（予定）

定款変更の効力発生日 2020年6月26日（予定）

以 上

(別紙)

(下線部は変更箇所を示しております)

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| 第1条～第6条<br>(条文省略)   | 第1条～第6条<br>(現行通り)  |
| <u>(自己の株式の取得)</u><br>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により自己の株式を取得することができる。  | (削除)   |
| 第8条～第21条<br>(条文省略)  | 第7条～第20条<br>(現行通り)   |
| (取締役会の招集権者及び議長)<br>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役が招集し、その議長となる。<br>2 代表取締役が複数のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従って取締役会を招集し、議長となる。<br>3 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 | (取締役会の招集権者及び議長)<br>第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u><br>2 前項により議長となるべき取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 |
| 第23条～第36条<br>(条文省略)   | 第22条～第35条<br>(現行通り)  |
| (新設)  | <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u><br>第36条 当社は、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。   |
| (剰余金の配当の基準日)<br>第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。<br>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。  | (剰余金の配当の基準日)<br>第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とし、 <u>中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u><br>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。   |
| <u>(中間配当)</u><br>第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。  | (削除)   |
| 第39条<br>(条文省略)  | 第38条<br>(現行通り)   |